

議案第39号

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

次のとおり鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員の住所又は居所を証する書面）

第3条 法第10条第1項第2号ハ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

（1） 略

（2） 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が発給する文書（当該文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付したもの）

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2章の規定の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員の住所又は居所を証する書面）

第3条 法第10条第1項第2号ハ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

（1） 略

（2） 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（特別区の存する区域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区）の長が発給する文書

（3） 当該役員が前2号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が発給する文書（当該文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付したもの）

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第30条の7第5項の規定により他の都道府県の知事（同法第30条の10第1項の規定により同項の指定情報処理機関に行わせている場合にあっては、当該指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、前条の申請書には、第1項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第30条の7第5項の規定により他の都道府県の知事（同法第30条の10第1項の規定により同項の指定情報処理機関に行わせている場合にあっては、当該指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、第2条の申請書には、第1項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。

(社員の表決権行使に係る電磁的方法)

第4条 法第14条の7第3項の条例で定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

- ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受

(補正できる軽微な不備)

第4条 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備

ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

(事業報告書等の提出及び閲覧)

第5条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

2 法第29条第2項の規定による書類の閲覧は、規則で定めるところにより行うものとする。

は、内容の同一性に影響を与えない誤記、誤字又は脱字とする。

(認証期間)

第5条 法第12条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める期間は、1月とする。

(社員総会の議事録)

第6条 特定非営利活動法人は、書面又は電磁的記録（法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をいう。）をもって社員総会の議事録を作成しなければならない。

2 特定非営利活動法人は、法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなす場合は、当該社員総会の議事録に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなす事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなす日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(定款の変更の認証申請及び届出)

第7条 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法

人は、規則で定める申請書に同条第4項に定める書類（所轄庁の
変更を伴う定款変更の場合にあっては、法第26条第2項に定める
書類）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第25条第6項（法第52条第1項（法第62条において準用する
場合を含む。）において読み替えて適用する場合を含む。）の規
定による届出は、規則で定める届出書に法第25条第6項に定める
書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(事業報告書等の提出)

第8条 法第29条（法第52条第1項（法第62条において準用する場
合を含む。）において読み替えて適用する場合を含む。）の規定
による事業報告書等の提出は、規則で定める提出書に法第28条第
1項に規定する事業報告書等を添えて、毎事業年度初めの3月以
内に知事に提出して行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第9条 法第30条の規定による書類の閲覧及び謄写は、規則で定め

るところにより行うものとする。

2 法第30条の規定により書類の謄写を請求する者は、規則で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(合併の認証の申請)

第10条 略

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第11条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(認定の申請)

第12条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に同条第2項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、法第45条第1項第

(合併の認証の申請)

第6条 略

1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、法第44条第2項第1号に掲げる書類を添付することを要しない。

(認定の公示)

第13条 法第49条第2項第5号（法第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める事項については、規則で定める。

(認定の有効期間の更新申請)

第14条 認定特定非営利活動法人は、法第51条第1項に規定する有効期間の更新を受けようとするときは、規則で定める申請書に法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(定款等の提出)

第15条 法第52条第2項（法第62条において準用する場合を含

む。) の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に同項に定める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第16条 法第55条第1項 (法第62条において準用する場合を含む。) の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に同項に定める書類を添えて、毎事業年度初めの3月以内に知事に提出して行わなければならない。ただし、既に知事に提出されている法第54条第2項第2号に掲げる書類の内容に変更がないときは、その書類の提出を省略することができる。

2 法第55条第2項 (法第62条において準用する場合を含む。) の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に法第54条第3項又は第4項に規定する書類を添えて、当該書類を事務所に備え置いた後遅滞なく知事に提出して行わなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第17条 法第56条 (法第62条において準用する場合を含む。次項において同じ。) の規定による書類の閲覧及び謄写は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 法第56条の規定により書類の謄写を請求する者は、規則で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(仮認定の申請)

第18条 法第58条第1項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(合併の認定の申請)

第19条 法第63条第1項又は第2項の規定により合併について認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第10条の規定による申請書の提出と同時に、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第7条 知事は、法第44条第1項の規定により送付を受けた書類の写しについて閲覧の請求があった場合には、規則で定めるところにより、これを閲覧させるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第20条 法第74条に規定する手続については、規則で定めるところ
により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律
(平成14年法律第151号) 第3条から第5条までの規定を適用す
る。

2 法第75条に規定する作成、備置き及び閲覧については、規則で
定めるところにより、民間事業者等が行う書面の保存等における
情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号) 第
3条から第5条までの規定を適用する。

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関
し必要な事項は、規則で定める。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第8条 法第44条の2の規定により、行政手続等における情報通信
の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号) 第3条から
第6条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の
情報通信の技術を利用する方法による場合に定める事項に
ついては、規則で定める。

2 法第44条の3の規定により、民間事業者等が行う書面の保存等
における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第
149号) 第3条から第6条までの規定により電子情報処理組織を
使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合
に定める事項については、規則で定める。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法第2章の規定及びこの條
例の施行に定める事項は、規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び次項の規定は、同年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項第1号に掲げる書面には、改正前の鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項第2号に掲げる文書を含むものとする。